

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布

- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等**の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等**の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型

<①高度再資源化事業>

- 製造業者が求める**質・量の再生材**を供給するため、特定の廃棄物を**地方公共団体の区域**をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進

<②高度分離・回収事業>

- 分離・回収技術の高度化に係る**施設設置**を促進
- 国が最新の知見を踏まえ**迅速に認定**するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を**全国的に波及**

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための廃棄物処理施設への**先進的な高性能の設備導入な設備導入等**を促進
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、**脱炭素と資源循環を加速**

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

<資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行に向けて>

- 基本方針・判断基準に係る規定については**公布から9ヶ月以内で政令で定める日**、その他の認定制度・報告公表制度をはじめとする規定については**公布から1年6ヶ月以内で政令で定める日**から施行されることとされており、円滑な施行のため制度の詳細についての検討が必要となる。
- 中央環境審議会循環型社会部会の下に設置されている**静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会**で詳細な制度設計について議論いただくとともに、個別にも廃棄物処理業者や製造事業者等の業界団体と意見交換を行い、関係者の意見を反映できるよう検討を進めていく。